

野田市国民健康保険条例施行規則及
び野田市表彰条例施行規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 1 1 号

野田市国民健康保険条例施行規則及び野田市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

(野田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年野田市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

(野田市表彰条例施行規則の一部改正)

第 2 条 野田市表彰条例施行規則（昭和 4 7 年野田市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する規則の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 3 条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 1 6 条に規定する拘留に処せられた者とみなす。